

「新型コロナウイルス」による感染拡大防止の対応について

中国湖北省武漢で発生した「新型コロナウイルス」による肺炎について、世界保健機構は1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言しました。

このような状況を鑑み、「弊社の対応策」を下記の通りご連絡させていただきます。ご理解頂けますようお願い申し上げます。

1. 「対応策」

- ① 関係省庁の案内に従い、危険地域への渡航は控えることといたしました。(業務・私用共)
- ② 時差通勤及びテレワークを実施することといたしました。
- ③ 外出した際は、手洗い・うがいを励行し、予防に努めることといたしました。
- ④ 通勤中は、マスクの着用を心がけることといたしました。
- ⑤ 当面は、懇親会、イベント等の開催・参加は自重することといたしました。
- ⑥ 人が多く集まる場所には、行かないよう心掛けることといたしました。

2. 「感染の疑いがある場合」

- ① 咳や発熱等の症状がある場合には、各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関するお知らせや保健所等による、電話相談窓口に連絡を行い、速やかに指定医療機関を受診し、会社への報告を義務づけました。
- ② 感染が発覚した場合は、医師の指示に従うとともに、直ちに会社への報告することを義務づけました。

3. 「今後について」

- ・今後の状況の変化により、対応策の見直しを実施します。

以上